

「三浦保」愛基金推進事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

平成19年12月に創設した愛媛県「三浦保」愛基金（以下「基金」という。）について、基金創設のきっかけとなった実質的寄附者（三浦保氏）の御厚情に対する感謝の意を表するとともに、基金事業を広く県民に周知し、基金のさらなる有効活用を図ることを目的とする。

2 事業期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務

(1) 業務詳細

基金の趣旨である環境保全・自然保護分野の促進または社会福祉の向上を踏まえながら、下記①～③等の内容による基金の普及等に必要なる一切の業務を行うこと。

なお、①～③の取組みを効果的に組み合わせて実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

① 愛媛県「三浦保」愛基金成果発表会の開催

(ア) 実施内容

i 開催日時・場所

令和6年12月までの間に1回、愛媛県内で開催する。なお、開催日時及び場所については、本業務目的や集客力の向上を踏まえて受託者が提案するものとし、提案内容に基づき、県と受託者で協議の上、決定する。

ii 対象

県内環境・福祉団体関係者、一般県民等300人の参加を目標とする。

iii 実施詳細（案）

下記を想定している。なお、独自提案によるイベントコンテンツについては、本業務目的や集客力の向上を踏まえて受託者が提案するものとし、提案内容に基づき、県と受託者で協議の上、決定する。

- 開会（知事あいさつ）
- 前年度に基金を活用して事業を実施した団体（環境保全・自然保護分野2団体、社会福祉分野2団体、県直営1事業）の成果発表
- 独自提案によるイベントコンテンツ
- 愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会 委員長講評

(イ) 委託内容

i 成果発表会の企画及び進行

- ・上記（ア）のiii 実施詳細（案）の内容をベースに集客力のあるイベントを企画すること。

ii 県担当者及び開催場所（会場）との打合せ

iii 参加者受付、取りまとめ

iv 集客のための広報

- ・参加者目標300人を達成できるように効果的な情報発信に努めること。
- v 募集チラシの作成
 - ・イベントの実施を広報するためのチラシを作成すること。
 - ・チラシのPDFデータを提出すること。
- vi 成果発表会への司会者等の招致及び交通費等の支出
 - ・司会者の招致を必須とし、発表団体等からコメントを引き出す能力を有する者を選定すること。
 - ・司会者のほか、独自提案によるイベントコンテンツにおいて講師等を招致する際の交通費や謝金等の支払いを行うこと。
 - ※成果発表を行う団体の選定、招致は主催者（県）が行う。ただし、発表団体の交通費等の支払いを行うこと。
- vii 成果発表会の運営、安全対策
 - ・会場内の音響、発表会の実施に必要な物品、会場の案内・看板等について、主催者（県）及び会場と調整のうえ手配又は作成し、設営及び撤去を行うこと。
 - ・障がい者の参加に配慮したものとする。
 - ・会場内外の整理に必要なスタッフを配置するなど安全対策を講じること。
 - ・会場施設等借上げに係る手続きを行い、開催に必要な設備等の使用料の支払いを行うこと。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な措置をとった上で実施すること。
- viii 当日プログラムの作成、配布
 - ・当日来場者に配布するための次第等を記載したプログラムを作成し、配布すること。
 - ・プログラムのPDFデータを提出すること。
- ix 成果発表会の写真撮影

② 愛媛県「三浦保」愛基金公募事業募集の広報

令和7年1月～3月頃に募集を予定している令和7年度愛媛県「三浦保」愛基金公募事業について、より多くの応募が得られるようSNSの活用等効果的な情報発信を行う。

- (ア) 情報発信で活用するメディア・媒体は問わないが、SNSの運用に当たっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づく運用とすること。
- (イ) 上記の情報発信に当たり、県「三浦保」愛基金ホームページと連携すること。

※参考 県が直接行う公募事業の広報

- ・募集チラシの作成、配布
- ・県HPへの掲載
- ・県広報紙、県政広報番組での紹介 等

③ 公募事業応募団体サポート講座の開催

公募事業への応募を考えている団体等を対象に、申請書類の書き方や公募事業の概要を説明する講座を開催する。

(ア) 実施内容

i 開催日時

令和7年1月下旬頃～2月中旬頃、1回当たり2時間程度

ii 場所

東予・中予・南予で各1回、計3回開催

iii 対象

公募事業への応募を考えている県内環境・福祉団体関係者等

※各会場15団体ずつ、計45団体の参加を目標とする。

iv 実施詳細（案）

○ 愛媛県「三浦保」愛基金の概要

○ 申請書類の書き方、個別相談等

(イ) 委託内容

i 参加者募集・申し込み受付・取りまとめ

・3(1)②の業務と連動し、効果的な告知に努めること。

ii 会場設営・撤去

※会場の選定及び設備等の使用料の支払いは県が直接行う。

※持込備品等、講座に必要な物品については、主催者（県）及び会場と調整のうえ、手配すること。

iii 参加者の受付・対応（当日の受付、全体補助）

iv 講師への謝金・旅費の支給

※本事業にかかる講師の選定は県が行う。ただし、講師謝金及び講師旅費の支払いを行うこと。

v サポート講座の写真撮影

vi その他、本事業を円滑、安全、効果的に実施する上で必要な業務

※開催日については主催者（県）と打合せのうえ決定すること。

(2) 報告書の提出

○報告書（様式任意）は2部作成すること。

○報告書用の写真撮影を行うこと。

○写真はデジタルデータ（JPEG形式）として、CDまたはDVD媒体に記録すること。

○上記データは、県が作成するホームページや印刷物等へ使用できるものとする。

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。

- (2) 第三者への使用許諾
第三者への使用許諾は、愛媛県が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) 印刷物や啓発用品等には、可能な限り愛媛県「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプを記載すること。
- (3) SNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (4) 受託者は、作成したSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ処理するものとする。

